

鳥取県告示第 790 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 27 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

鳥取市

2 事業の種類

倭文西地区墓地整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 鳥取市倭文字藪ノ元地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

倭文西地区墓地整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第 3 条第 32 号に掲げる地方公共団体が設置する墓地に該当するため、法第 20 条第 1 号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

本件事業の起業者である鳥取市は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第 20 条第 2 号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

本件事業は、倭文西地区内（以下「本件地区」という。）に位置する土地（以下「本件土地」という。）に墓地施設を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、法第 20 条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、住民の利便性の向上を図るための休憩施設、水汲み場及び駐車場を備えた墓地を整備するものであり、それにより高齢者でも徒歩や自動車ですみやかに墓参りが可能となることが見込まれる。

また、既存墓地は、中国横断自動車道姫路鳥取線（以下「姫鳥線」という。）の事業用地内に位置しており移転が必要となっている。姫鳥線の完成は、県東部地域の産業や経済・生活・文化等地域の発展を支えるネットワークとして、また本件地区を含む地域住民にとって生活・文化の向上、地域の発展にも繋がる重要な事業であり、本件事業による既存墓地の移転の必要性が認められる。

イ 本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成 10 年鳥取県条例第 24 号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益は、軽微なものになると考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で必要とされる最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、民家から離れていること、事業に必要な面積が確保できること、事業費が経済的であること等を条件に 3 つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

本件事業は、墓地を整備することにより住民の利便性の向上を図ることができること、また、既存墓地の移転を必要とする姫鳥線が完成すると、本件地区を含む地域住民にとって生活・文化の向上、地域の発展にも繋がることから、早急に整備すべき事業であり、本件土地を収用する公益上の必要があると認められる

ため、法第 20 条第 4 号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第 20 条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第 26 条の 2 の規定による図面の縦覧場所

鳥取市尚徳町 116

鳥取市役所都市建設課